

氏名	田中 秀和 (学籍番号 20DS01)
学位の種類	博士 (社会福祉学)
学位記番号	10号
学位授与年月日	2024年3月7日

論文題目	公的扶助研究運動における当事者性の課題 ー生活保護ソーシャルワーカーと公的扶助政策の狭間で
------	--

論文審査担当者	委員長	野田 由佳里	教授
	委員	川向 雅弘	教授
	委員	佐藤 順子	教授
	委員	藤田 美枝子	教授
	委員	鶴田 恵子	教授

論文要旨

1. 本研究の目的と研究対象

本研究の目的は、公的扶助研究運動団体の歴史を当事者である生活保護利用者との関係に着目することによって明らかにし、今後の公的扶助研究運動あり方に関する提言を行うことである。この目的を達成するため、本研究では、公扶助研究運動を展開する自主的研究運動団体である全国公的扶助研究会（以下、公扶研）を研究対象とする。

2. 本研究の構成

本研究は、序章、第1章～第5章、終章によって構成される。序章では、本研究が対象とする公扶研において、その構成員の大部分を占める生活保護ソーシャルワーカーの歴史と現状について述べる。第1章では、公扶研の立ち位置を確認するため、他の社会福祉研究運動団体との比較を行う。第2章では、公扶研の前身である公的扶助研究全国連絡会（以下、公扶研連）が1993（平成5）年に引き起こした福祉川柳事件の分析を行う。第3章では、2017（平成29）年に発生した、小田原市の生活保護ソーシャルワーカーが「生活保護なめんな」等のジャンパーを着用して業務を行っていたことが社会問題化した小田原ジャンパー事件を分析する。第4章では、類似性がある福祉川柳事件と小田原ジャンパー事件について、その深部は異なっているという認識から、両事件の背景を考察していく。また、本研究では、福祉川柳事件を経験した公的扶助研究運動を担うメンバーに対するインタビュー調査結果を用いて、福祉川柳事件のなかで当事者不在に直面した公的扶助研究運動が、その後の反省のなかでいかに当事者と向き合おうとしているのかについて明らかにする。第5章では、当事者と向き合う生活保護ソーシャルワーカーの役割について、公扶研がどのように考えてきたのかを明らかにする。終章では、これまでの議論を踏まえて、これからの公的扶助研究運動のあり方について提言を行う。

3. 本研究の意義

本研究の意義は、次の4点である。1点目は、公的扶助分野における社会福祉研究運動団体である公扶研と障害領域において、自主的研究運動を展開している全国障害者問題研究会（以下、全障研）の比較を歴史的に行うことによって、公扶研の課題が明らかにされることである。2点目は福祉川柳事件ならびに小田原ジャンパー事件と公扶研の対応を取り上げることによって、それぞれの事件の細部にある「ねじれ」が明らかにされることである。3点目は、公扶研における生活保護ソーシャルワーカー業務外部委託化に関する議論を読み解くことによって、当事者と向き合う公扶研に求められる立ち位置が明らかにされることである。4点目は、福祉川柳事件を経験した公扶研のベテラン生活保護ソーシャルワーカーのインタビュー調査を通して、公扶研の公式見解ではみえないメンバーの認識が明らかにされることである。

4. 本研究によって明らかにされたこと

以上の論考を通して、終章では本研究において明らかになったことが述べられる。それは、以下のよう
にまとめられる。序章では、生活保護ソーシャルワーカーの経緯と現状を明らかにするなかで、生活保護
ソーシャルワーカーが社会福祉主事任用資格と関係が深いことが明らかになった。第1章では公扶研と
全障研との比較を通して、公扶研は研究運動開始当初から労働組合としての色彩を持った側面を有して
いたため、当事者と向き合う機会が少なく、当事者不在のなかで運動が継続されたことが明らかになった。
第2章では、福祉川柳事件を取り上げるなかで、当該事件の舞台となった機関誌の編集作業が公扶研連と
いう組織ではなく、特定の個人に任されていたことが明らかになった。また、福祉川柳事件を経験したメ
ンバーがその反省から当事者と向き合おうとする姿が浮かび上がった。第3章では、福祉川柳事件と類似
する側面を有する小田原ジャンパー事件を取り上げた。小田原ジャンパー事件は、偶然配属された生活保
護ソーシャルワーカーが罪悪感なく生活保護利用者を威圧する取り組みを実行していた。第4章では、福
祉川柳事件ならびに小田原ジャンパー事件と公的扶助研究運動について述べられるなかで、両事件にお
ける背景を「ねじれ」として捉えた。ここで述べている「ねじれ」とは、生活保護ソーシャルワーカーの
人事政策と専門性をめぐる不一致であり、両事件の背景には、これらの要素が絡み合っていることを明ら
かにした。第5章では、近年において公扶研は生活保護ソーシャルワーカーの役割について統合論の視点
から運動を展開していることが明らかになった。筆者は統合論の立場から、公扶研が研究運動団体として
当事者のサポートを実行していくためには、パターナリズムの危険性を認識しながらも統合論の立場か
ら運動を展開する必要があるとの主張を行った。

5. 本研究の結論

筆者は統合論の立場から、これからの公的扶助研究運動のあり方として、これまで以上に当事者と向き
合う機会をもつことを提言した。それを具体化させていくためには、①生活保護ソーシャルワーカーに対
する研修体制の充実、②当事者に対する組織形成のサポート、③生活保護利用者と向き合ってきた歴史を
有する他の社会運動団体と連携していくこと、以上の3点が求められる。

6. 本研究の限界

本研究では、今後の公的扶助研究運動のあり方について考察していくうえで重要な課題である生活保護ソーシャルワーカーの資格制度や雇用形態に関して、論考を深めることができなかった。これらの点については、筆者の今後における研究課題としたい。

論文審査の結果の要旨

本研究は、公的扶助研究運動団体の歴史を当事者である生活保護利用者との関係に着目し、今後の公的扶助研究運動のあり方に関する提言を行うことを目的としている。研究対象は公扶助研究運動を展開する自主的研究運動団体である全国公的扶助研究会（以下、公扶研）とした。文献研究に加え、公扶研メンバーに対するインタビュー調査を補足的に用い、人事政策と専門性を関連させて検討することによって、目的を達成している。

以下に本研究の評価できる点について述べる。

1. テーマ、目的、方法にオリジナリティがあり、序章と終章に一貫性がある。
2. 研究方法として、主に第3章、第4章を根拠としながら、生活保護ソーシャルワーカーの任用の実態を明らかにし、人事政策と専門性など公的扶助政策への提言を行った点が評価できる。
3. 特に公扶研が生活保護ソーシャルワーカーの役割について統合論の視点から運動を展開し、研究運動団体としてパターンリズムの危険性を認識しながらも当事者のサポートを実行していく必要があるという主張が明確である。
4. 公的扶助研究運動のあり方として、生活保護利用者と向き合ってきた歴史を有する他の社会運動団体と連携についても言及している。
5. 先行研究の批判的研究が緻密であり、一貫して生活保護受給者の当事者性に着目し、無自覚な権利侵害に対する生活保護ソーシャルワーカーの姿勢を論証した点が本研究の独自性の一つとしても捉えられる。

以上の結果から、本論文が著者に博士（社会福祉学）の学位を授与するに十分な価値あるものと認められた。